

広
報

ことうら

6

NO.166 2018.6.1

よ
み
が
え
る

遠
い
記
憶



江原酒造本店にて開催された
大相撲東伯場所写真展の様子

CONTENTS

シリーズ
手話で話そう！15

雨 [が降る]

今月の職員
地域おこし協力隊
河島 匠



指を広げた両手の指先を下に向けたまま
上から下へ下ろす

※手話動作説明/一般財団法人全日本ろうあ連盟発行
『わたしたちの手話 学習辞典Ⅰ』より転載

Special News

今月のイチオシニュース …P 3
第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定

特集 …P 4～7
環境月間～身近な生活環境を考える～

サブ特集 …P 8～9
地方公会計における決算書の公表について

Town News
まちからのお知らせ …P 10～14

Sports News
スポーツのお知らせ …P 15～16

Information
インフォメーション …P 16～17

Series Kotoura
シリーズことうら …P 18～20

今月の表紙写真

昭和57年と昭和62年に開催された『大相撲東伯場所』の写真展。

地域団体『夢現の風 くやばせ』主催で、5月16日から20日まで鳥取県建物100選に認定されている八橋の江原酒造本店で開催されました。江原酒造本店は昭和5年に現在の八橋に移築されたもので、明治初期もしくは江戸後期の建物と推測されています。その重厚感あふれる歴史的建築様式に圧巻され、一歩足を踏み入ると、たちまち昔へタイムスリップ。

写真の他に力士の浴衣や手形、江原酒造本店の調度品も展示され、多くの来場者で賑わい、当手を懐かしむ人の姿が見られました。



琴浦の四季折々



大山滝周辺に咲くヤマツツジ



第7期（平成30年度～平成32年度） 介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました

～いつまでも住みなれた地域で暮らしたい～ そんな願いをかなえるために

基本目標

- ①自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- ②介護サービスの充実・向上と介護給付等の適正化
- ③在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制整備強化
- ④高齢期の住まいの整備

琴浦町版地域包括ケアシステムの実現に向けて

第7期計画では、第6期計画の施策などをさらに充実、改善し、介護サービスの確保だけでなく、健康、介護、介護予防、地域での社会参加を支援する体制を重点に置き、高齢者が地域の中でお互いに理解・協力し合い、ともに支え合いながら、豊かに生活できる環境の推進に取り組んでいきます。
（第7期計画の詳細は、町ホームページでご覧いただけます）

介護保険料が変わりました

介護保険は、みんなで支え合っていく共助の制度です。第6期計画では介護保険料を基金とし積み立てることができ、第7期計画の介護保険料を下げることができました。（第6期6,666円/月↓第7期6,000円/月）

今後、介護給付費は年々増加していくと予測しています。そのために町民みんなが、介護が必要とならないよう、日頃から運動習慣を身につけるなど、健康づくりへの取組を行い、介護給付費が増加しないよう努めましょう。協力をお願いします。

平成30年度～平成32年度の所得段階別保険料

（単位：円）

段階	該当要件	料率	年間保険料	
1	・生活保護受給者の人 ・町県民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者の人 ・町県民税非課税世帯で前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.45	32,400	
2	本人が町県民税非課税 世帯の全員が町県民税非課税	前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	0.75	54,000
3		前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.75	54,000
4	本人が町県民税課税 世帯に町県民税課税の人がいる	前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	64,800
5		前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1.00	72,000
6		前年合計所得金額が120万円未満の人	1.20	86,400
7	本人が町県民税課税	前年合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.30	93,600
8		前年合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	108,000
9		前年合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.80	129,600
10		前年合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	2.00	144,000
11		前年合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	2.50	180,000
12		前年合計所得金額が800万円以上の人	3.00	216,000

※合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額と公的年金などに係る雑所得を控除した金額です。

問合せ先 介護保険料について 税務課 ☎52-1702
介護保険制度について 福祉あんしん課 ☎52-1706

野焼きが増える季節

野焼きについて

もう一度正しい理解を



違反すると



ごみの野外焼却について違反した場合、懲役5年以下又は1千万円以下（法人は3億円以下）の罰金、又はその併科に処せられることがあります。

家庭ごみの野外焼却を目撃した場合や、煙や悪臭で困っているときは、町民生活課へご連絡ください。

どのような場合でも、ビニールやプラスチック類、廃タイヤなどの野外焼却は禁止されています。

一般家庭から出るビニールやプラスチック類は琴浦町のごみの出し方に沿って、指定の日に出してください。

ドラム缶、ブロック囲い、穴を掘っての焼却や、構造基準を満たしていない焼却炉での焼却は、焼却時の温度管理、排ガス対策、ダイオキシン類の有害物質の発生を抑えることができないことから、法律で禁止されています。

ごみは分別してごみ収集へ

ごみは野焼きせず、分別して減量することで、環境を守り、エネルギー効率化、汚染物質の削減など、次世代へより良い環境を引き継ぐことができます。

また、日頃からのごみの分別やリサイクルの意識付けが、災害時でも、分別により、災害廃棄物処理の遅れによる復旧・復興の遅れを防ぐことにも繋がります。

自分たちや町全体を考え、日頃から、家庭から出るごみの分別やリサイクルを意識しましょう。

ごみの分別と出し方については、全戸配布しています。「ごみの区分と出し方」または町のホームページをご覧ください。



“野焼きの許可”は ありません

「消防署から野焼きの許可をもらった」ということを言われる場合がありますが、野焼きの許可というものはありません。消防署も役場も許可は出していません。

消防署への届出は「火災と紛らわしい煙、火災が発生するおそれのある行為の届出」ですので、届出をしたからといって野焼きが許可されたわけではありません。

野焼きは法律で 禁止されています

野焼きは、煙や悪臭により近所迷惑や周辺住民の健康被害、火災の原因になります。火災と見間違え、消防車が出動する事例も発生しています。

ごみは野外焼却せず、分別して収集日に出しましょう。



野焼きの例外とは

野焼きの例外については、煙や悪臭などで周辺の生活環境へ悪影響を与えないことが前提です。

(例外)

- ・国又は地方公共団体が行う施設管理目的の廃棄物の焼却（河川管理者、道路管理者による草焼き）
- ・震災、風水害、火災、凍霜害予防、応急対策又は復旧のための必要な焼却（災害時の対策、火災訓練等の稲わら焼却）
- ・風俗習慣上・宗教上の行事に必要な焼却（とんど焼き、塔婆の供養焼却）
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ず行う廃棄物の焼却（焼き畑、畦草および下枝の焼却、魚網にかかったごみ焼却）
- ・たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なもの
- ・※草刈や剪定で出たごみの焼却行為は「やむを得ない焼却」とはみなされず、罰則対象です。



野焼きの例外における注意事項

- ・夜間は実施しない
- ・風向き、風の強い日など天候に気をつけ、周辺環境に配慮する
- ・火が消えたのを必ず確認する



ごみ減量化の取り組み

ごみ減量化・資源化のため、次のような取り組みをしていますのでご利用ください。

- ・家庭用生ごみ処理機の購入費用の一部助成
可燃ごみの半分以上が生ごみです。家庭から生ごみを少しでも減らすため、購入費の一部を助成します。
- 購入金額の1/2（上限20,000円）

小型家電回収ボックスの設置

家庭で不要になった小型家電製品を回収します。

- 設置場所 役場本庁舎、分庁舎、まなびタウンとうはく、各地区公民館など
- 回収対象 20cm×40cmの回収口に入るサイズのもの（電話、カメラ、パソコン、ゲーム機、ドライヤーなど）

※家電リサイクル法対象商品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）と割れて危険なもの（電球、蛍光灯）は対象外です。



小型家電回収ボックス

問合せ先 町民生活課 TEL 52-1703



飼いましょう

猫の飼い方



嫌われ猫を作り出していませんか？

野良猫にえさを与えているあなたは飼い主です。かわいそうという気持ちはわかりますが、えさを与えると、野良猫が集まり、ふん尿の臭いや鳴き声、抜け毛など周辺住民にとって大変迷惑です。庭や花壇を荒らす、住居や車を傷つけられることもあります。えさを与えている野良猫が周辺住民へ被害や迷惑をかけてしまった場合、その責任を問われかねません。



猫は室内飼いをしましょう

飼い主が環境を整えることで、猫は家の中だけで幸せに暮らせます。

室内で飼うことで、次のことが防げます

- ・ 病気の感染
- ・ 交通事故
- ・ 猫同士のけんか
- ・ ふん尿などのご近所トラブル



不妊去勢手術を受けさせましょう

猫は繁殖力が非常に強い動物です。「手術はかわいそう」などは飼い主の一方的な考えです。

手術で発情によるトラブルを抑制し、感染症も防ぎます。もらい手のない子猫が生まれることを避けられます。

◆不妊去勢手術費用補助金

琴浦町では、飼い主のいない猫に対して、不妊去勢手術費用の補助を行っています。(1頭当たり1万円を限度)

※補助事業を利用して手術を受けた猫は、耳先をV字カットします。

耳カットは痛くない方法で安全に行われます。



愛され猫の印
“V字カット”

待っています

思いはしたくない。
愛してくれる
会いたい…



いて譲渡を行っています。譲渡対象の動物に生涯、

と詳細情報が掲載されていますのでご覧ください。

www.pref.tottori.lg.jp/220718.htmと検索。

くらしの安心局 0857-26-7593



犬も猫も家族の一員、 一生、愛情を持って 犬の飼い方



狂犬病予防接種（毎年1回）

毎年1回、狂犬病予防注射を受けさせることが法により義務付けられています。

狂犬病は非常に致死率が高く危険な感染症です。

毎年4月に町内を巡回して予防注射を行っています（獣医科医院でも受けることができます）

狂犬病注射料金 2,500円

注射済票 550円



犬の登録手続き（生涯に1回）

新規登録手数料 3,000円（生涯1回）

犬を飼い始めたとき、飼い犬の死亡届、飼主などの変更、住所が変わったときなどは届出が必要です。

届出先：町民生活課または分庁総合窓口

※登録されたときに鑑札をお渡しします。



散歩のルールを守り、 近隣に迷惑をかけない飼い方を！

- ・散歩の際には、リードできちんとつなぎ、事故の防止と犬が苦手な人に配慮してください。
- ・犬のフンは必ず持ち帰りましょう。
- ・万が一逃げたときのことを考え、首輪に鑑札や注射済票をつけておきましょう。
- ・鳴き声や臭い・毛などで、近隣に迷惑をかけることなく、責任をもって飼いましょう。



マテ！
～迷惑防止のために
適切なしつけを～

問合せ先 町民生活課 ☎52-1703



新しい家族を

もう二度と、悲しい 最後まで家族として 飼い主さんに

鳥取県では、やむを得ず收容された犬・猫に愛情と責任を持って飼っていただける人を募集し

鳥取県のホームページに譲渡対象の犬・猫の写真インターネットで **とりネット 犬猫の譲渡** (<http://>

譲渡に関する問合せ先 **鳥取県生活環境部**



地方公会計制度における決算書の公表について

琴浦町では平成28年度決算より地方公会計制度を導入し、民間企業の会計の考え方を採り入れた決算書の作成・公表を行います。

今回は地方公会計制度の内容や作成する書類、その書類からわかることなどについてご紹介します。

1. 地方公会計制度とは

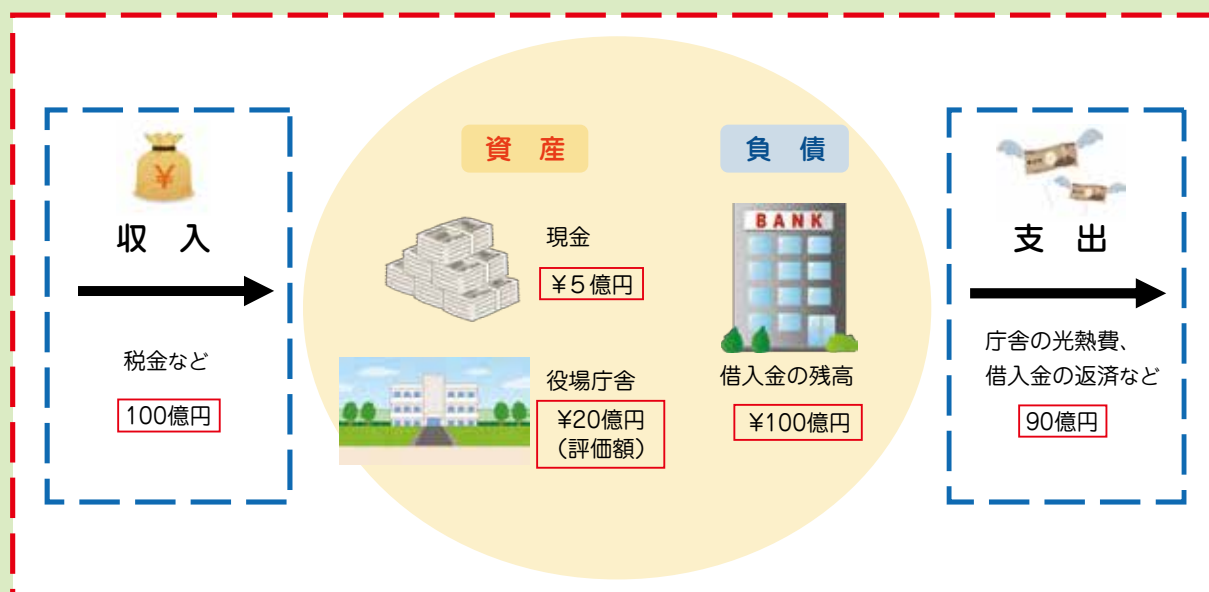
地方公会計制度とは、これまでの自治体の決算書（単式簿記）ではわからなかった情報を明らかにするため、民間企業の会計の考え方を採り入れた決算書（複式簿記）を作成するものです。

これにより資産・負債の残高など、お金の出入り以外の面からも自治体の財政を把握できるようになります。国から平成29年度までに全自治体でこの決算書を作成するよう要請があり、作成を行いました。

（例）A町の場合



— — — — — 今までの決算書（単式簿記）でわかること
 - - - - - 地方公会計制度（複式簿記）でわかること



ポイント

今までの決算書（単式簿記）に加えて地方公会計制度（複式簿記）を採り入れることで、資産・負債の保有状況など、お金の出入り以外の情報も見えるようになります


2. 作成書類

地方公会計制度で作成する書類として、財務書類4表と固定資産台帳があります。

- (1) 財務書類4表…①貸借対照表（≒バランスシート）、②行政コスト計算書（≒損益計算書）、
 ③純資産変動計算書（≒株主資本等変動計算書）、④資金収支計算書（≒キャッシュフロー計算書）
- (2) 固定資産台帳…町が保有する非金融資産（建物、車など）について、取得価格、耐用年数等を一覧にしたものです。

3. 貸借対照表

今回は財務書類4表のうち、貸借対照表をご紹介します。貸借対照表では非金融資産（家や車など）の保有状況や、負債（住宅ローンなど）残高を把握することができます。また分析指標などを活用すると、違った視点から町の財政について知ることができます。



家計に例えると…

- ・ **金融資産**…普通預金、定期預金、株など
- ・ **非金融資産**…土地、家、車など
- ・ **負債**…住宅ローンの残高、進学費用など

平成28年度 琴浦町一般会計貸借対照表 ※表中の表示単位未満は四捨五入をしているため、合計が一致しない箇所があります。

資産の部（これまで積み上げてきた資産）		負債の部（将来世代が負担する金額）			
金融資産	現金預金	5億7,584万円	流動負債	短期債務（翌年度返済予定額）	13億9,970万円
	債権（未収金、貸付金など）	1億6,335万円		その他（賞与引当金、預り金）	2億2,872万円
	基金	41億4,636万円		合計	16億2,842万円
	その他（投資など）	1億6,438万円	非流動負債	長期債務（翌々年度以降返済予定額）	131億5,613万円
	合計	50億4,993万円		退職手当引当金	13億1,054万円
非金融資産	事業用資産（庁舎、学校、公民館など）	148億8,127万円		損失補償引当金	6,856万円
	インフラ資産（道路、橋りょう、水路など）	122億8,743万円		合計	145億3,523万円
	物品（車など）	8,152万円	負債合計	161億6,366万円	
	合計	272億5,023万円	純資産の部（今までの世代が負担した金額）		
資産合計		323億16万円	純資産（税金など）	161億3,650万円	
			負債・純資産合計	323億16万円	

分析してみよう！ 貸借対照表からわかること



※平成29年3月31日時点の住民数1万7,870人で算出しました。

○町民1人あたり貸借対照表

上記の貸借対照表を町民1人あたりに換算すると、資産が約180万、負債が約90万円、純資産が約90万円になります。

また将来世代が負担する金額（負債）と今までの世代が負担した金額（純資産）がほぼ同じであることから、世代間の債務負担割合が半々であることがわかります。

資 産 約180万円/人	負 債 (将来世代が負担する金額) 約90万円/人
	純資産 (今までの世代が負担した金額) 約90万円/人

○流動比率…128%

【流動比率】 = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100

流動負債（1年以内に返済予定の借金など）に対して、流動資産（現金や普通預金などいつでも使用できるお金）がどれくらいあるかを示すもので、この数値が高いほど短期の支払い能力が高いことを示します。

100%を下回ると近々返済すべき借金などを手元資金では賄えないため、建物の修繕のために貯めていた貯金を取り崩したり、さらに借金をして返済しなければならなくなります。

琴浦町では100%を超えており、今のところ近々返済すべきものを手元資金で賄えていることがわかります。

作成書類やより詳しい内容については、琴浦町のホームページに掲載していますのでご覧ください。
(URL) <http://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2018032800077/> 問合せ先 総務課 ☎52-2111

第2期「琴浦こども塾」が開塾

未来を担う子どもたちに、論語を通じて考える力や心を育てると共に、町の歴史や自然体験などから故郷を知り、愛着と誇りを持ってもらおうと、昨年8月に開塾した琴浦こども塾。この第2期開塾式を4月21日、ふれあい交流会館で行いました。

第2期は15人の塾生が集まり、オリエンテーションで交流と自己紹介をした後、第1回目の論語の学びを行いました。

琴浦こども塾は、学校とは違う学びの中で個々の人間力を育み、ふるさとを愛し、人としての「しんがし」がしっかりと通った子どもたちを育てることを目指していきます。

今後は毎月2回、座学や茶道などの礼儀作法、フィールドワークなど、21回の活動を行っていきます。

問合せ先 企画情報課 052-1708



腰骨をピンと伸ばし、
学びの姿勢を整えます



ゲームで交流

琴浦町進学奨励金の申請を受け付けます

子どもたちの「教育を受ける権利の保障」と保護者の「子育て支援」、そして、「人材の育成」を目的に、琴浦町進学奨励金を給付します。

●対象者

町内に住所を有する保護者の子どもで、高校に在学中の人（高専1年生～3年生）、または、大学、短大、専修学校等、高専4年生以上、2年以上の高校専攻科生（以下、「大学生等」と呼ぶ）

●支給内容

高校生 月額5,000円
大学生等 月額8,500円

●支給の条件

保護者が①②③のいずれかに該当する場合

- ① 高校生の申請においては、保護者の平成30年度町県民税所得割に係る課税標準額の合計が150万円未満の場合
- ② 大学生等の申請においては、保護者の平成30年度町県民税所得割に係る課税標準額の合計が200万円未満の場合
- ③ 失職、災害などで資産が著し

く損なわれた場合等

●申請期間

6月1日（金）～7月6日（金）
※申請期間内の受付分は4月にさかのぼって支給されますが、申請期間を過ぎた申請は8月分以降からの給付となります。

●その他

・申請書設置場所
教育総務課（まなびタウンとうはく）、本庁舎町民生活課、分庁舎総合窓口）に設置しています。

●問合せ・申請先

教育総務課 052-1160



申請に必要な書類	取得場所
①申請書	・琴浦町教育委員会（まなびタウンとうはく3階） ・本庁舎（町民生活課）・分庁舎（総合窓口係）
②在学調査同意書 （高校生のみ）	
③在学証明書	対象者の通っている学校
④町県民税納税通知書の写し	給与所得者の場合、6月頃に自宅に届きます。
（※④をお持ちでない場合） ⑤町県民税課税証明書の原本	・本庁舎（税務課、町民生活課） ・分庁舎（総合窓口係） ※証明手数料として1通300円必要です。

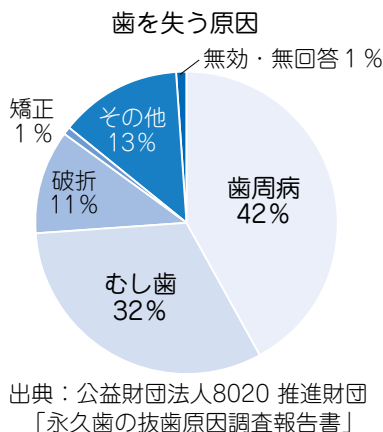
歯周病から自分を守ろう！ お口元気で健康長寿



実はとっても身近な病気！

～あなたは大丈夫？～

歯周病は、世界で最も患者数が多い沈黙の病と言われます。歯ぐきなどに炎症が起きる病気で、痛みなどの自覚症状が少なく、静かに症状が進行していきます。成人の約8割が歯周病であると言われ、日本人の成人が歯を失う原因の第一位が歯周病となっています。歯みがきを怠ると誰でも歯周病になる恐れがあります。



あなたは80歳までに何本歯を残せますか？

主な歯周病の症状

- 歯ぐきから出血する
- 歯ぐきの色が赤、紫色
- 口臭がある
- 歯と歯の間に隙間が目立ち、物が挟まりやすい
- 歯ぐきが下がってきた（歯が長く見えるようになった）

歯周病がもたらす悪影響

歯周病は歯を失うだけでなく、全身の健康に悪影響を及ぼすことが分かっています。狭心症・心筋梗塞、脳梗塞、動脈硬化、糖尿病、肥満、肺炎、骨粗鬆症、低体重児出産・早産の原因になるなど、老若男女問わず、さまざまな影響があります。また、歯周病により歯を失い、噛む回数が減ることで、脳への刺激が減り、認知症（特にアルツハイマー型認知症）発症リスクも高まります。歯周病を予防し、良い歯を保つことは、万病予防にもつながります。

◆歯周病予防の3か条◆

- 一、正しい歯磨き
歯ブラシは軽く握り、小刻みに動かして、歯を一本ずつ丁寧にみがきます。
- 一、よい生活習慣
運動不足や不規則な食生活、喫煙・ストレスなどは、体の抵抗力を下げ、口の健康状態を悪化させます。生活習慣を見直してみよう。

一、定期的な歯科健診

歯科健診を定期的に受けるとトラブルを未然に防ぎ、治療期間も短く費用も抑えられます。

～6月4日から6月10日は歯と口の健康週間～
歯と口の健康週間フェア

とき 6月10日（日）

9時～11時30分

ところ 中部歯科医師会口腔衛生センター（倉吉市東蔵城町68）

内容

- ① 歯と口についての各種相談
- ② 歯科健康診断
- ③ フッ化物歯面塗布（タオルと母子手帳をご持参ください）
- ④ フッ化物洗口体験

問合せ先

鳥取県中部歯科医師会口腔センター
TEL 22-5472

いつもがんばってくれている歯と口に 歯周疾患検診のごほうびを！

町では以下の人を対象に、歯周疾患検診を無料で実施しています。この機会にぜひ検診を受けましょう！

【対象者】

40～59歳の方（昭和34年4月2日～昭和54年4月1日生まれの人）

【実施期間】

平成30年6月1日（金）～平成31年1月31日（木）

【費用】 無料

【実施医療機関】

中部地区および西部地区（米子市・大山町・日吉津村）の歯科医院

【方法】

対象者に届く受診券を持って、上記医療機関を受診

【問合せ先】

子育て健康課 TEL 52-1705

心身障がい者医療費助成制度

身体に障がいのある人、知的障がいまたは精神障がいのある人で、一定の要件に該当する場合には、自己負担した医療費の半額分の助成を受けることができます。

◎平成30年4月に条例が改正されたことにより、平成30年7月診療分より助成の対象となる人および医療費が変更になりました。

- 【対象となる人】全て該当する人
- ・身体障害者手帳3・4級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級のいずれかの手帳をお持ちの人
 - ・特別医療に該当しない人
 - ・高齢受給者に該当しない人
 - ・後期高齢者医療に加入していない人
 - ・町民税非課税の人
 - ・町税などの滞納が無い人

【対象となる医療費】全て該当するもの

- ・保険対象医療によるもの（食事療養費を除く）
- ・公費負担医療による医療費（自立

支援医療（精神通院）など）以外のもの

◎認定更新の手続きをお願いします
この制度を利用するためには、毎年認定を受ける必要があるため、現在認定を受けている人も手続きが必要です。平成30年7月1日からの1年間の認定申請を、6月1日から受け付けます。

◎申請に必要なもの

- ・健康保険証、各種障がい者手帳、
※公費負担医療受給者証（該当者のみ）、印鑑

※公費負担医療受給者証
病気の種類や患者の状態により、法律に基づいて医療費の一部を国や地方自治体が負担する場合があります、その際に発行される受給者証のことです。主な公費負担医療には、自立支援医療（精神通院）などがあります。

申請・問合せ先
町民生活課 ☎52-1707

医療機関での各種がん検診のご案内

医療機関委託検診を実施します。5月上旬に部落役員さんを通じて各世帯へ各種がん検診の受診券、委託医療機関一覧表を配付していますので、ご確認のうえ、早めに受診してください。

検診実施期間（期間厳守）
平成30年6月1日（金）～
平成31年2月28日（木）
医療機関に持参するもの
各種がん検診の受診券（緑色）、自己負担金

- 注意事項
- ① 受診する際は、希望の医療機関に事前に電話で予約してください。
 - ② 希望する検診の受診券（緑色）を切り取って、医療機関窓口へ提出してください。
 - ③ 検診期間を厳守してください。1月と2月は予約が殺到しますので、早めに受診するようにしましょう。
 - ④ JA女性会員は助成券が利用できません。（11月末まで）
 - ⑤ 5月から11月にかけて町が実施する集団セット検診の、胃がん検診（バリウム検査）、乳がん検診、子

宮がん検診と重複して受診できません。どちらか一方を受診するようご注意ください。

問合せ先 子育て健康課
☎52-1705



検診区分	委託医療機関
胃がん検診 (胃カメラ検査)	中部地域内の病院・医院 ※受診券と一緒に委託医療機関一覧を送付しています。
乳がん検診	赤碓診療所、清水病院、藤井政雄記念病院、野島病院、厚生病院
子宮がん検診	あけしまレディースクリニック、打吹公園クリニック、藤井政雄記念病院、はまよしレディースクリニック、厚生病院、レディースクリニックひまわり小笹産婦人科

小中学校一斉公開に来てみませんか



【一斉公開日】

平成30年6月12日（火）午前8時30分から12時30分まで

地域に開かれた学校づくりをめざして、小中学校一斉公開を行います。

昨年度は、433人の参加がありました。皆さんからいただいたアンケート結果をよりよい学校づくりに生かしていきます。

ぜひ、地域で誘い合わせて、学校へお越しください。



【公開する学校】

東伯中学校	(52-2326)	赤碕中学校	(55-0002)
浦安小学校	(52-2404)	赤碕小学校	(55-0506)
聖郷小学校	(52-3016)	船上小学校	(55-0601)
八橋小学校	(52-2950)		

【問合せ先】 教育総務課 ☎52-1160

6月23日～29日

男女共同参画週間

走り出せ、性別のハードルを超えて、今

平成30年度
男女共同参画週間 6月23日(土)～29日(金)

男女共同参画推進本部
内閣府男女共同参画局
ホームページ

男女共同参画局
Facebook

私たちがめざしている男女共同参画社会とは、男女がともにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会です。少子高齢化・人口減少が進み、さまざまな分野で担い手不足が叫ばれる中で、男女共同参画社会の実現は、町全体の活力維持のためにも必須のものとなっています。

○平成30年度キャッチフレーズ決定
「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」

このキャッチフレーズは、スポーツに係わる男女共同参画を推進したいとの思いから、内閣府が公募・決定しました。

この機会に、私たちのまわりのパートナーシップについて考えてみませんか？

問合せ先 社会教育課

☎52-1161

高齢者用肺炎球菌ワクチン 定期接種はお早めに

重症化しやすい肺炎を予防するワクチンです。今年度の対象者に接種券を配付しています。

【対象者】

①平成31年3月31日までに65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人

●健康づくり推進員を通じて接種券を配付します。

②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する人又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有する人。

●対象者へ通知を郵送します。

※定期接種は1回目の接種のみ対象です。過去に接種を受けた人は対象外となります。

【接種期限】平成31年3月31日まで

【自己負担額】3,000円

(7,900円のうち4,900円助成)

問合せ先 子育て健康課

☎52-17005

毎年6月は児童手当 現況届の提出月です

児童手当は、中学校3年生（15歳到達後の最初の3月31日）までの児童を養育している人に支給されます。

現在、児童手当・特例給付を受給されている全ての人は、毎年6月中旬に「児童手当現況届」を提出することになっています。この届は、児童手当・特例給付を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

受給者へ5月末に書類を送付していただきますので、内容を確認の上、6月末日までに必ず提出をしてください。

提出がない場合、6月分以降の支給が停止されますのでご注意ください。

提出期限 6月29日（金）

提出先 子育て健康課または分庁総合窓口係

問合せ先 子育て健康課

☎52-17009

特別医療費受給資格証（ひとり親家庭）を更新します

受給資格証の有効期限は、6月30日（土）までです。該当の人は更新手続きをお願いします。

また、前年までは所得制限などで該当とならなかった人も、所得状況などにより対象となる場合もありますので、ご相談ください。

対象者 所得税非課税世帯で子どもがいるひとり親家庭の人

※子どもの年齢は平成31年3月31日時点で18歳以下

助成内容 受給資格証を提示すると、病院での窓口負担が左記の自己負担額までとなります。

・通院 530円/日

・入院 1,200円/日

・薬局 無料

申請に必要なもの 健康保険証、印鑑、所得税非課税を証明できるもの（平成30年1月2日以降に参浦町に転入された人）

申請先

町民生活課・分庁総合窓口係

問合せ先

町民生活課 ☎52-17007

後期高齢者医療歯科健康診査（口腔健診）を受けましょう

歯・歯肉の状態や口腔清掃状態などをチェックする「歯科健康診査（口腔健診）」を実施します。口腔機能の低下や、肺炎などの疾病を予防するために年に1度は口腔健診を受けましょう。

対象者 後期高齢者医療被保険者

健診内容 問診・噛む力や飲み込みの力の確認・舌の動きの確認・歯や歯肉の状態の確認

費用 無料

※その後治療行為を行う場合、治療にかかる費用は有料となります。十分な説明を受け、納得の上で治療を受けてください。

受診期間 6月1日（金）～

平成31年1月31日（木）

申込場所

・町民生活課

・後期高齢者医療広域連合

・分庁総合窓口係

※受診は申し込みが必要です。

申込後に受診券を発送します。

問合せ先

後期高齢者医療広域連合業務課

☎32-10095

「元気に歩こう琴浦を！」
in以西

と き 6月10日(日)
9:30~(受付9:10)

※小雨決行・荒天中止

中止の場合は8時頃に放送
集合場所 以西地区公民館

コ ー ス 以西地区公民館→
天皇水→大熊神社→柴尾神社
→清元院→出発点(3.1km)

持 ち 物 飲み物・タオル・雨
具・帽子・行動食
(飴やチョコレート
等)・ノルディック
ポール(持っている
人)

そ の 他 事前申込不要
無料送迎バス
(役場本庁舎9:00発、
分庁舎9:10発)

スポーツ推進委員
新たに3名任命

町民のスポーツ推進のために
新たに3名が任命されました。

【新任】山本 章さん(赤碕)
小倉啓彰さん(大杉)
高橋太雅さん(公文)
【退任】板倉 猛さん(山田)

問合せ先

総合体育館 TEL52-2047



第64回 東伯郡民体育大会 めざせ3年連続男女総合優勝!

第64回東伯郡民体育大会が6~7月に湯梨浜町を主会場に開催されます。今年も町民の力を合わせ3年連続男女総合優勝をめざします。会場での熱いご声援をお願いします。

日にち	種目・種別	会 場	雨天の場合
6/10 日	陸上	倉吉市営陸上競技場	雨天決行
7/1 日	剣道	北栄町大栄中学校体育館	
7/1 日	バドミントン 小学生男女	北栄町北条体育館	
7/8 日	成年男子・成年女子	〃	
7/7 土	サッカー 少年B	湯梨浜町東郷運動公園多目的広場	
7/8 日	少年C・B・成年男子	〃	
7/15 日	少年C 成年男子	湯梨浜町羽合臨海公園広場 湯梨浜町東郷運動公園多目的広場	
7/8 日	総合開会式	湯梨浜町北浜中学校体育館	午前9時開会
7/8 日	綱引	湯梨浜町はわいトレーニングセンター	
7/8 日	キックボール	湯梨浜町はわいトレーニングセンター	
7/8 日	卓球	琴浦町総合体育館	
7/8 日	バレーボール 成年男子一部	湯梨浜町羽合小学校体育館	
〃	成年女子	〃	
〃	成年男子二部	湯梨浜町北浜中学校体育館	総合開会式終了後開始
〃	ママさんの部	〃	〃
7/14 土	少年C男女	湯梨浜町羽合小学校体育館	
7/8 日	軟式野球 シニアの部	湯梨浜町東郷運動公園野球場	雨天中止(午前8時判断)
7/14 土	成年の部	湯梨浜町東郷運動公園野球場 ・北栄町北条野球場	〃(午前8時判断)
7/15 日	成年の部	湯梨浜町東郷運動公園野球場	〃(午前8時判断)
7/8 日	ソフトボール 成年男子	北栄町北条中学校グラウンド	雨天中止(午前8時判断)
〃	成年女子	北栄町北条運動場	〃
7/8 日	ゲートボール	湯梨浜町羽合臨海公園ゲートボール場	小雨実施
7/8 日	グラウンドゴルフ	湯梨浜町潮風の丘とまり	
7/8 日	銃剣道	湯梨浜町はわいトレーニングセンター	綱引終了後開始
7/14 土	バスケットボール 少年C男女	北栄町北条体育館	
7/15 日	成年男子一部	〃	
〃	成年女子一部	〃	
〃	成年男子二部	〃	
〃	成年女子二部	〃	
7/15 日	水泳	北栄町B&G海洋センター	
7/15 日	テニス	湯梨浜町羽合臨海公園テニス場	雨天:ハワイ夢広場
7/15 日	ソフトテニス	琴浦町赤碕総合運動公園テニス場	小雨実施(午前7時判断)
7/15 日	柔道	北栄町北条ふれあい会館柔道場	
7/15 日	ペタンク	湯梨浜町羽合臨海公園催物広場	小雨実施
7/15 日	ソフトバレーボール	湯梨浜町羽合小学校体育館	

少年C=小学生、少年B=中学生

問合せ先 総合体育館 TEL52-2047・FAX52-2037

総合体育館トレーニングルームをご利用ください

町民トレーナーが、トレーニングルームの利用方法やトレーニングの指導にあたります。

【町民トレーナーのいる時間】

6月7日(木) 9:00~13:00
 6月14日(木) 9:00~13:00
 6月15日(金) 14:00~17:00
 6月21日(木) 9:00~13:00
 6月22日(金) 14:00~17:00
 6月28日(木) 9:00~13:00
 6月29日(金) 14:00~17:00



【利用料】町民1回100円(年会費3,240円)

【持ち物】運動しやすい服装、屋内シューズ、飲み物、タオル

開館時間

月・水・木・金・土曜 8:30~22:00

日曜 8:30~17:00(火曜日休館)

窓口で受付をしてからご利用ください。

※高校生以上から利用できます

インフォメーション

経営所得安定対策交付金の申請受付会を開催します

経営所得安定対策制度は、水田で、大豆、飼料用米などの対象作物を生産し、販売する農業者に対して助成されるものです。平成30年度の申請受付会を開催しますので、該当される人はお越しください。

また、今年度から対象作物などの内容が変更になりましたので、郵送される書類をご確認ください。

とき 6月17日(日)・18日(月)
9:00~17:00

ところ カウベルホールロビー

申請に必要なもの

申請書・印鑑など

※上記2日間に都合がつかない場合は、6月29日(金)までに琴浦町農業再生協議会にて申請手続きをしてください。

問合せ先

琴浦町農業再生協議会
(役場分庁舎2階)

☎55-0270

献血にご協力ください

全血献血を次の日程で実施します。

皆様のご協力をお願いします。

とき	受付時間	会場
6月27日 (水)	9:00~ 10:00	役場本庁舎
	11:50~ 13:00	福助(株)鳥取工場
	14:00~ 15:30	琴浦大山警察署
	16:30~ 17:30	(株)高野組

※献血カードまたは本人確認できる運転免許証、保険証が必要です。

※服薬中の方は薬品名の入力が必要です。

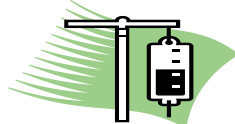
お薬手帳など、薬の名前がわかるものをご持参ください。

また、受付などに時間がかかる場合がありますので時間に余裕を持ってお越しください。

※献血は、「ことうら健康ポイントラリー事業」の対象事業です。

問合せ先

子育て健康課 ☎52-1705



案内

HIV検査普及週間

6月1日~7日は「HIV検査普及週間」です。

倉吉保健所では感染を早期発見するため、HIV、性感染症(クラミジア・梅毒)、B型・C型肝炎ウイルス、風しん抗体価検査を無料で行っていきます。ぜひご利用ください。

●定例検査(要予約)

HIV、性感染症(クラミジア・梅毒)
毎月第1・3水曜日(祝日を除く)
13:00~14:30

B・C型肝炎、風しん抗体価検査
毎週水曜日(祝日を除く)
13:00~13:30

●休日・夜間検査(要予約)

HIV、性感染症、B・C型肝炎、風しん抗体価検査

6月3日(日)・12月2日(日)
13:30~15:30

6月6日(水)・12月5日(水)
17:30~19:00

※HIV・性感染症検査は匿名で行います
※検査は無料です(風しんは妊娠を希望する女性等のみ無料)

ところ・問合せ先

倉吉保健所 ☎23-3145

募集

町営住宅等の入居者募集

●募集の住宅

町営住宅

(1次募集) きらり団地1戸
東伯団地2戸(2次募集) 浦安団地2戸
南荒神団地1戸

その他

コーポラスことうら2戸

●入居の条件

町営住宅

月額所得158,000円以下。

同居親族があること。

共通 住宅に困窮していること。
市区町村税等に滞納がないこと。

暴力団員でないこと。

●家賃(月額)

きらり団地 21,200円~31,500円

南荒神団地 20,600円~30,700円

浦安団地 15,800円~28,800円

東伯団地 15,900円~23,900円

コーポラスことうら

18,000円、27,000円

募集期間 6月1日(金)~14日(木)

抽選日時 6月25日(月)午前9時~

入居可能日 7月2日(月)予定

※入居手続き完了後

申込・問合せ先

建設課 TEL55-7805

※1次募集とは、町営住宅の優先募集に係る募集で、子育て世帯、母子・父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯等が対象となります。

催しもの

寿大学一般教養コースの開催

と き 6月27日(水)

14:00~15:30

と ころ まなびタウンとうはく
4階多目的ホール内 容 音楽コース発表会
講演会演 題 消費者トラブルの事例
と対策

講 師 村本順子さん

送迎バス 6月15日(金)までに申込
問合せ先

社会教育課 TEL52-1161

労働セミナーの開催

基本的な労働関係法令の学習機会を提供し、労働者・経営者間の紛争防止を図ることを目的として、労働セミナーを開催します。

テーマ 「アンガーマネジメント
で円滑な人間関係づくり」

と き 6月19日(火)

14:00~15:30

と ころ 倉吉市立図書館(倉吉交
流プラザ)2階第1研修室講 師 (一社)日本アンガーマ
ネジメント協会認定アンガーマネジメントファシ
リテーター 越野 由美子対象者 労働者、求職者、一般の
人など

申 込 電話またはFAX

※当日参加も可能ですが、資料準備のため事前申込をお願いします。
※求職活動中の人は証明書を準備しますので、申込時にお知らせください。

※参加費無料

申込・問合せ先 鳥取県中小企業
労働相談所 みなくる倉吉
(平日9:00~17:30)

TEL23-6131 FAX23-2454

「町民の声」制度を
ご利用ください

町では、町民の皆さんの町政に対する意見を聴く手段の1つとして、「町民の声」制度を設けており、「町民の声」箱を町内3カ所に設置しています。

「町民の声」箱の設置場所

- ・役場本庁舎1階エントランスホール
- ・役場分庁舎玄関入口付近
- ・まなびタウンとうはく2階エレベーター前

〈ご意見への回答〉

いただいたご意見は、各担当課で内容を検討し、直接ご本人へ回答又は町ホームページにて回答内容を公開しています。

※ご意見の内容によっては、回答できない場合もあります。

平成29年度の受付件数 38件

問合せ先 総務課 TEL52-2111

事業主の皆さんへ労働保険の
「年度更新」手続きをお願いします

今年の年度更新では、平成29年度の確定保険料及び平成30年度の概算保険料並びに石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の申告・納付手続きが必要となりますので、6月1日から7月10日までの間に申告・納付手続きをお願いします。

申告書は、期間中、集合受付会場、鳥取労働局、最寄りの労働基準監督署、金融機関・郵便局などで受付をします。

また、電子証明書を取得して電子申請・電子納付をご利用いただくと、待ち時間を気にせず手続きできます。

【集合受付会場】

と き 6月15日(金)、20日(水)、
27日(水)、7月10日(火)
10:00~16:00と ころ 倉吉地方合同庁舎
(4階会議室)

倉吉市駄経寺町2-15

問合せ先 鳥取労働局労働保険徴
収室 TEL0857-29-1702

地域おこし協力隊活動日誌 vol.26

毎月シリーズで、
隊員たちの日常をお届けします。



テッテッテレ♪

協力隊!
ビヤナイトスクープ

このコーナーは、地域から寄せられた依頼にもとづいて、地域おこし協力隊員たちが野にはなたれ、世のため、人のため、琴浦町を中心に、この世のあらゆることどもを徹底的に追求するコーナーである。



「手打ち蕎麦 つなぎや」
毎週木、金、土曜日 11:30~14:00

そば屋だよ、全員集合
河島 匠 隊員

4月19日、日替わり店長のお店「鳥の巣」におそば屋さんオープンしました。その名も「手打ち蕎麦つなぎや」。そばを通して、人とそばをつなぎたい。人と人を繋ぎたい。そんな思いでつけられた名前です。

そんな思いを持ったおそば屋さんを開業したのは日南町出身の女性です。なんと山陰地方初めての女性そば打ち師だそうです。そばというものに魅了され、人生をかけた挑戦を「鳥の巣」ではじめています。新しい挑戦が一つ一つ小さな灯りのようにぼつぼつ灯る。小さなチャレンジの連続が琴浦町を大きく大きくしていくと思います。「鳥の巣」はそんな小さなチャレンジを応援します。もっとたくさんの方がチャレンジの旗をあげられるように。

シリーズことutura教育

「通級指導教室」ってなあに？ 自信を持って楽しく学習生活を送るための教室です。



東伯中学校と八橋小学校に通級指導教室「学び（まなび）の教室」があります。この教室は、学校生活でつまずきや困り感があり、集団活動への参加や学習が困難になっている子どもたちの支援や指導をするところです。

こんな様子はありますか？

- ・思っていることをうまく話せない。
- ・じっとしていることが苦手。
- ・急な予定変更で不安定になることがある。
- ・片づけが苦手な忘れ物やなくし物が多い。

- ・読むことが苦手で、とばし読みをしたり、間違えたりする。
- ・漢字の形がとらえにくく、正しく書くことがなかなかできない。

集団の中で困り感を持っている子どもたちが、学び（まなび）の教室では…

- ・自分の良さに気づき、苦手なことを改善していく方法を考えます。
- ・計算、読み書きなど、つまずきに合わせた学習方法を学びます。
- ・場や状況に応じた行動や、相手の気持ちを考えた言葉選びや行動などを学びます。

まずはご相談
ください。

琴浦町教育委員会教育総務課 TEL 52-1160
八橋小学校「まなびの教室」 TEL 52-2950
東伯中学校「学びの教室」 TEL 52-2326



シリーズ

わが町の福祉サービス

ここでは高齢者を対象とした
福祉サービスを紹介していきます。

Vol.2 外出支援サービス



【サービスの内容】

バスや汽車などの公共交通機関を利用することが困難な高齢者に対して、自宅から医療機関までの送迎を支援します。

【対象者】

次の全てに該当する人

- ①65歳以上で、要介護・要支援認定を受けていない人
- ②一人暮らし高齢者または高齢者世帯及びこれに準ずる世帯
- ③公共交通機関の利用が困難な人

【利用区間・利用回数】

- ・利用回数は1カ月あたり6回まで（片道を1回として換算）
- ・送迎は自宅から医療機関まで

【利用料】 片道1回あたり

0～5km：300円	5～10km：700円
10～15km：1,100円	15～20km：1,500円
20～25km：1,900円	25～30km：2,200円
30～35km：2,600円	35～40km：3,200円
40～45km：3,800円	45～50km：4,400円

※同居家族がある場合は、200円の加算になります。

【サービスを提供するところ】

琴浦町社会福祉協議会

【申込・問合せ先】

福祉あんしん課 TEL52-1525

FAX52-1524

あなたの周りの素敵な人を紹介します

輝くひと 発見

「あいさつが飛び交う町に」

ひがしはらみちあき
東原 道明さん (浦安)



「おはようございます」東原さんの呼びかけに元気な声で応える小学生。10年以上前から雨の日も、雪の日も、小学生の登下校を見守り続けてくれました。

地域のために何かしたいとの思いから始められたこの活動、教職に就かれていたこともあり、自然と子どもたちに目が向いたのかもしれないとのこと。

この5月で89歳になられた東原さん、今までこの活動を続けてこれたのには理由がありました。

『これは私の宝物です』と、大切そうに見せてくださったのは1枚の原稿用紙。それは小学1年生の女の子が書いた作文。その中には朝、あいさつを交わすだけで、名前も知らない東原さんへの感謝のことばが綴られていました。これだけ感謝され、これだけ思ってくれる子がいた。このことにうれしさを飛び超え、使命感さえ感じられたそうです。

寒い日も暑い日も大変と思ったことはなく、むしろ“子どもたちの元気な姿が見たい”と前向きな気持ちで湧いてくるそうです。

最後に東原さんは「どこでも、誰にでもあいさつができる町になってほしい」と目を細めておられました。

人をつなぎ、人を支える、すばらしい力を秘めた「あいさつ」。東原さんの思いは、子どもたちの心に届いています。

あなたの周りの輝く人をご紹介します

ボランティア活動をしている人、地域のためにがんばっている人、あまり目立たないが広く知って欲しい人、未来に向けて輝くひとなどを募集しています。

問合せ先 企画情報課 ☎ 52-1708

さいのお 齋尾廃寺跡・大高野官衙遺跡

仏教がやってきた!!

琴浦町には山陰唯一の国の特別史跡である齋尾廃寺跡があります。特別史跡とは、言葉をかえれば遺跡の国宝、全国におよそ46万ある遺跡のうち62カ所しかありません。

さて、齋尾廃寺跡は古代の仏教寺院跡です。塔跡や金堂跡などが残り、瓦や仏像片などの出土遺物から7世紀後半に建てられた寺院と考えられます。

日本への仏教伝来は、『日本書紀』(720年成立)が記す552年、『上宮聖徳法王帝説』(824年以降成立)や『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』(724年成立)が記す538年の2説があります。『日本書紀』によれば、初めて仏像を見た欽明天皇は「相貌端嚴し」と称えたそうです。

齋尾廃寺跡はその百数十年ほど後に建てられました。齋尾廃寺跡で見つかった仏像は大きいもので3m以上はありそうです。当時、堅穴住居に住んでいたこの地域の人たちにとって、これまで見たことのない瓦屋根の建物や異国の神々が並ぶ世界は衝撃的なものだったでしょう。



人と町がつながる
コトウライフ
KOTOURA LIFE

発行：琴浦町 編集：企画情報課 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町徳万591-2 TEL (0858) 52-2111 (代表) FAX (0858) 49-0000
琴浦町ホームページアドレス <http://www.town.kotoura.tottori.jp/> 毎月1日発行 印刷：今井印刷株式会社